

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

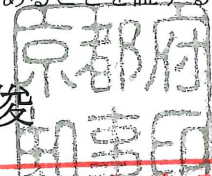
住所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1

氏名 早来工営株式会社  
代表取締役 小松 稔明



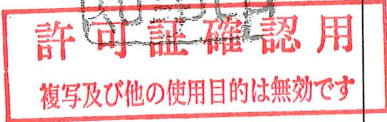
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和5年6月28日

許可の有効年月日 令和12年5月21日



## 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
  - ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
  - ③廃酸 (水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)
  - ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
  - ⑤感染性産業廃棄物
  - ⑥廃PCB等
  - ⑦PCB汚染物
  - ⑧廃水銀等
- 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況
- 平成13年5月22日：当初許可
  - 平成18年6月30日：更新許可
  - 平成23年5月22日：更新許可
  - 平成23年5月22日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤)
  - 平成25年10月2日：変更許可 (②③の限定の変更)
  - 平成26年9月2日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑥⑦)
  - 平成27年8月4日：変更許可 (⑥⑦の限定解除)
  - 平成28年6月6日：更新許可 (優良基準適合)
  - 平成28年6月6日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑧)
  - 令和5年6月28日：更新許可 (優良基準適合)
  - 令和6年6月7日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無